

公募型プロポーザル方式による業務委託
あすたむらんどリニューアル支援業務企画提案募集要項

あすたむらんどリニューアル支援業務の委託先を選定するため、次のとおり企画提案を募集する。

1 業務概要

(1) 業務名

あすたむらんどリニューアル支援業務

(2) 業務目的

「あすたむらんど」については、開園から25年を迎える中、施設のリニューアルを段階的に進めることとしている。本業務は、県が策定した「あすたむらんどリニューアル基本構想」に掲げる施設の将来像及び今後の方向性を前提として、公園やレジャー施設の運営・整備に精通した専門事業者の支援を受けることにより、既存施設・既存コンテンツの改修、更新の比較検証や将来の負担を見据えたコスト検証、再整備を円滑に進めるための実践的な事業スキームの構築等を行い、県が速やかに整備発注又は公募手続に着手できるよう支援を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙1「あすたむらんどリニューアル支援業務仕様書」に記載のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年12月28日（月）まで

(5) 委託料上限額（見積限度額）

金9,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

積算には、業務の遂行に必要な全ての経費を含めること

2 募集概要

一定の参加資格要件に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が別に設置する選定委員会において内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者を最優秀委託候補者とする。

なお、契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、県と最優秀委託候補者とが提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と最優秀委託候補者の双方が合意した場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部が変更となる場合がある。

3 参加資格要件

本業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている法人とする。

- (1) 日本国内に法人格を有する団体であり、徳島県との緊密な連携体制が確保できる団体等であること。
- (2) 提案事項を十分理解し、適正に遂行できる能力を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(4) 過去10年以内に、国、地方公共団体、又は民間事業者から受託し、完了した(現在履行中のものを含む。)次の業務実績を有すること。ただし、単独の法人で上記アからウのすべての実績を満たさない場合であっても、複数の法人による共同企業体を結成して参加する場合や、協力会社(再委託先)を活用する場合にあっては、構成員又は協力会社の実績を合算してアからウのすべての要件を満たしていれば参加可能とする。

ア 公園又はテーマパーク等レジャー施設における、再整備の基本計画策定、設計・施工に係る仕様書(要求水準書)の作成、又はコンストラクション・マネジメント(CM)業務の実績

イ テーマパーク等レジャー施設におけるアトラクション(遊戯機械等)の導入、改修又は更新に係る市場分析、需要予測、コスト検証等の実績

ウ 公共施設等の整備に係る、官民連携手法の検討、事業スキームの構築、又はこれらに関するコンサルティング・アドバイザリー業務の実績

(5) 徳島県建設業指名停止措置要綱(平成14年4月18日建設第73号)及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっていないこと。

(6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)でないこと。

(7) 暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

(8) 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

ア 成年被後見人または被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

(9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定または再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

(10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条または第8条第1項に違反する者として公正取引委員会または関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

(11) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。

(12) 特定の政治活動または宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないとい認められる者でないこと。

(13) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税(法人事業税・法人県民税等)、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者であること。

4 提出書類

提出書類一式は次の通りとし、サイズはA4版（A3折込可）とする。

(1) 参加申込書

本プロポーザルに参加（企画提案書等を提出）する場合は、参加申込書（様式第1号）を電子メール、ファクシミリ等により「10 提出先及び問い合わせ先」宛てに提出し、送信後、電話にて到達の確認を行うこと。ただし、共同企業体にあつては、様式第1号に代えて様式第1-2号を使用するとともに、委任状（様式例1）を提出すること。

(2) 企画提案書及び見積書等

次のア～キに記載する書類等を作成し、正本1部、ア～エについては副本5部を持参又は郵送により「10 提出先及び問い合わせ先」まで提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便によること。

ア 企画提案書（様式第2号）

企画提案書には、次の事項を記載すること。なお、概ね4ページ程度を目安とする。

- (ア) 基本構想及び本業務の目的に対する理解
- (イ) 業務実施方針及び全体工程
- (ウ) 現・吉野川めぐりの改修・更新に係る比較検証の進め方
- (エ) 現・子ども科学館・プラネタリウム再整備に係る調査・検証の進め方
- (オ) その他公園エリア再整備に係る効果的な進め方
- (カ) 効果的な官民連携手法の検討の進め方
- (キ) 中間成果物の提出スケジュール及び施設ごとの発注支援への対応
- (ク) 実施体制、担当者の専門性、類似業務実績
- (ケ) 見積金額及び業務ごとの費用配分

イ 見積書（様式例2）※内訳を明確に記載すること。

ウ 組織概要及び事業実績（様式第3号）

エ 組織概要及び事業実績の補足資料（パンフレット等）※提出は任意とする。

オ 登記事項証明書

カ 都道府県税及び国税に未納がない旨の証明書

キ 直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等）

※オ及びカの書類は発行日から3ヶ月以内のものであること。

(3) 留意事項

ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。

イ 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足、不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を依頼する場合がある。

ウ 提出された企画提案書、その他書類は、理由の如何を問わず返却しない。

エ 提出された企画提案書等について情報公開請求があったときは個人情報の保護に関する法律に基づく不開示情報を除き、原則公開するものとする。

オ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

5 提出期限

- (1) 参加申込書:令和8年7月28日(火)午後5時必着
- (2) 企画提案書及び見積書等:令和8年8月5日(水)午後5時必着

6 質問受付

- (1) 当該公募に係る質問がある場合は、質問書(様式第4号)により行うものとし、電子メール、ファクシミリ等により「10 提出先及び問い合わせ先」宛てに提出し、送信後、電話にて到達の確認を行うこと。なお、口頭での質問は受け付けない。
- (2) 受付期限:令和8年7月23日(木)午後5時必着
- (3) 質問内容:原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や審査に関する内容等は受け付けない。
- (4) 回答方法:質問に対する回答は、随時、参加申込みをした全ての者に対して電子メールにて回答する。

7 選定方法

- (1) 提出された企画提案書等については、県が別に設置する選定委員会において、別紙2「評価基準」に基づき審査を行い、最も優れた企画提案者を最優秀委託候補者として選定する。また、参加者が1者だった場合は、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。
- (2) 審査に当たっては、プロポーザル参加資格を満たした全応募者を対象に提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション審査を実施する。
 - ・実施予定日:令和8年8月7日(金)
 - ※時間、場所等の詳細は、プレゼンテーション審査参加者全てに別途連絡する。
 - ・発表時間:30分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度)
 - ・プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出順とする。
 - ・プレゼンテーションの内容は、提出のあった企画提案書、評価項目に沿って簡潔に説明を行うものとし、資料の追加は認めない。
 - ・企画提案書の内容に変更がなければ、企画提案書を抜粋した資料やサンプル画面を投影しての説明も可とする。ただし、説明時には企画提案書の何ページに記載されている事項かわかるように説明すること。
 - ・投影に必要な機材は、提案者で用意すること。ただし、モニター等、電源は本県が用意する。
 - ・プレゼンテーションは、本事業に携わる業務責任者等又は作業員が行うものとし、出席者は担当者を含め3人以内とする。ただし、Web参加は可とする。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ア 上限額を超える金額での見積書の提出があったとき。
 - イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載したとき。
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - オ 本募集要項に違反すると認められたとき。

- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正な行為が認められたとき。
- キ その他、委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

(4) 選定の結果については、すべての企画提案者に書面で通知する。なお、審査経緯については、公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

8 契約の締結

- (1) 提案が選定された者は、審査の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまで契約関係を生じるものではない。また、業務の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に県と最優秀委託候補者との間で協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。
- (2) 最優秀委託候補者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを次点委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。
- (3) 県との協議が整った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結する。

9 その他

本業務の受託者、共同企業体の構成員及び協力会社は、本業務において作成又は作成支援した発注・公募手続に関し、県が別に認める場合を除き、当該発注・公募に応募又は参画することはできないものとする。

10 提出先及び問い合わせ先

徳島県観光スポーツ文化部 交流拠点戦略課 施設活用推進室

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2148

ファクシミリ 088-621-2934

メールアドレス kouryuukyotensenryakuka@pref.tokushima.lg.jp